

くらしの窓

すぎなみ

2018年
7月号

発行 No. 305
平成30年7月1日
杉並区立
消費者センター

その他の
記事

平成29年度消費者相談の概要 … P 2
ご利用ください 消費者センター … P 3
消費者センターからのお知らせ … P 4

ご利用ください

消費者センターでは、
消費者トラブルの相談、被害防止の啓発などに
取り組んでいます

善福寺下池 睡蓮 (提供: 広報課)



消費者相談



情報提供



各種講座

消費生活団体の
育成支援



消費者相談

消費生活に関するさまざまな相談を専門の相談員がお受けしています

消費生活に関するさまざまな相談を、専門の相談員がお受けしています。悪質商法などの被害や製品事故にあった時、商品の品質やサービスに疑問がある時、契約にあたり不安や疑問がある時などにご利用ください。

- 消費者センターは区役所の機関です。
 - 相談は無料です。
 - 区内にお住まいの方、在勤、在学の方が利用できます。
 - 個人情報を守られます。匿名での相談も可能です。
- ⇒ 消費者の相談窓口です。事業者の方の相談はお受けできません。

相談をすると、どのようなことができるの？

- ▶ 相談者が自分の力で問題解決が図れるよう、問題点を整理し、具体的な交渉のしかたを助言します。
 - ▶ 相談員が相談者と事業者の間に入る必要があると判断した場合、被害救済のための斡旋を行います。
 - ▶ 相談内容によっては、専門の相談機関をご案内します。
 - ▶ 受け付けた相談は、消費者被害の未然防止や拡大防止のデータとして活用します。
- ⇒ 消費者センターは中立・公正な立場で助言、斡旋を行う機関です。事業者への指導権限はありません。

ご相談の受付

相談受付時間 平日 午前9時～午後4時

相談専用電話 3398-3121 窓口での相談もお受けしています。

杉並区立消費者センター 発行

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

TEL 3398-3141 FAX 3398-3159

ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/shohisha/>



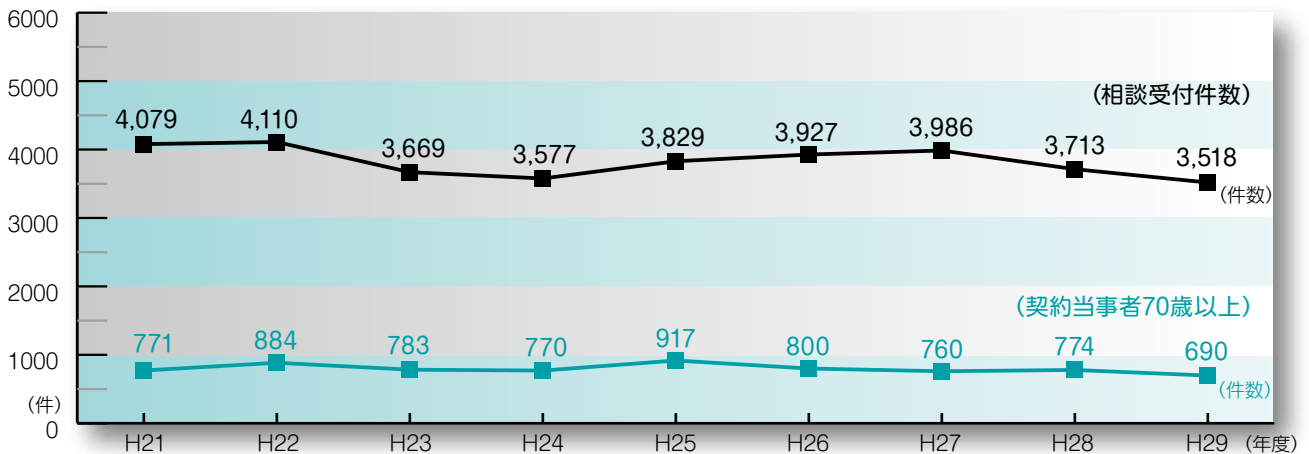
平成29年度 消費者相談 の概要

消費者センターでは、消費者と事業者との間に生じた契約上のトラブル、商品の安全性や品質・機能に関することなど、消費生活に関する様々な相談や苦情について、専門の相談員が対応しています。

平成29年度に寄せられた相談件数は3,518件と、前年度に比べ約5.3% (195件) 減少しました。うち50歳代の相談件数が前年比で約19% (97件) 増加しましたが、その他の年代の相談件数は、前年比でいずれも減少しています。

契約当事者を年代別にみると、70歳以上が一番多く、690件で全体の約20%を占め、依然、高齢者のトラブルが多い状況となっており、次に50歳代、40歳代と続いています。また、契約当事者の性別は女性が55%、男性が39%、不明・その他6%となっています。

▼相談件数の推移



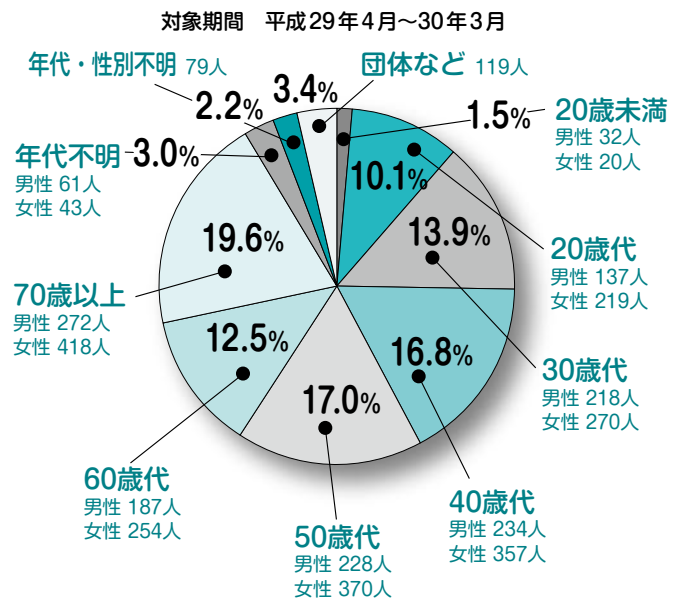
(平成29年度 3,518件 … 電話による相談：88%、来所による相談：12%)

※小数点以下四捨五入

▼相談の多い商品・サービス

順位	商品・サービス名	件数
1	放送・コンテンツ (ケーブルテレビ・情報サイト等)	497件
2	不動産賃借 (賃貸住宅・マンション等)	249件
3	移動通信サービス (携帯電話・移動データ通信)	139件
4	インターネット通信サービス	118件
5	健康食品	109件
6	教室・講座	93件
7	建築工事 (住宅建築・リフォーム等)	92件
8	化粧品	75件
8	医療サービス (歯科治療・美容医療等)	75件
10	紳士・婦人洋品	59件

▼契約当事者の性別・年代別件数



東京オリンピック・パラリンピックに関連した詐欺的な勧誘に注意！

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、大きな経済効果が見込まれています。これに乗じた投資や入場券の販売などの詐欺的な勧誘が行われていますので、勧誘を受けた時には、十分注意し、不審に思ったら消費者センターにご相談ください。



各種講座

消費者を対象に各種講座を行っています

▶ 消費者講座

消費生活に関するさまざまなテーマで、定期的を開催しています。広報すぎなみ、杉並区公式ホームページなどで随時お知らせしています。

▶ 出前講座（講師派遣）

消費者被害の未然防止と消費生活の知識を普及するために、区内の施設や団体に講師を派遣しています。講師は、消費生活サポーター（消費生活サポーターの養成を目的とする講座の受講修了者）、消費生活相談員、専門家等がとめます。町会、いきいきクラブ、PTAなど10名以上の会合でご利用いただけます。

お気軽に消費者センター（3398-3141）にお問い合わせください。

情報提供

情報紙、小冊子、HPなどで情報を発信しています

▶ 情報紙「くらしの窓すぎなみ」

消費生活に関する情報やお知らせを年6回発行し、区役所の施設や駅スタンドなどで配布しています。

年6回の発行ではお伝えきれない内容については、「くらしの窓すぎなみ臨時号」で随時発信しています。

▶ 小冊子「くらしのお助けガイド」

消費生活に関わりの深いテーマを取り上げ、消費者被害にあわないために知っておきたい知識や注意点をまとめたA5サイズ32ページの小冊子です。区民事務所や地域区民センター、図書館などに置いています。

▶ 家庭科副読本「くらしと消費」

杉並区教育委員会の協力により、小学5年生向けにA4サイズ32ページの教材を作成し、区内の小学校に配付しています。

▶ 訪問販売お断りシール

必要のない訪問販売や電話勧誘販売を上手にお断りいただくためのツールとして、配布しています。町会等での配布をご希望の場合は、消費者センターにお問い合わせください。



消費生活団体の育成支援

消費生活に関するグループ活動の支援をしています

消費者グループや消費生活サポーターの活動のために、研修などの支援を行っています。



荻窪地域区民センター協議会設立40周年記念

「おぎくぼセンター祭」に出展します

消費者センターの周知及び消費者団体の活動発表として、「おぎくぼセンター祭」に参加します。

日時 7月21日(土) 午前10時～午後4時
22日(日) 午前10時～午後3時30分

場所 荻窪地域区民センター

消費者センターでは、パネルの展示、心理チェック、啓発リーフレットやグッズの配布などを行います。どうぞお立ち寄りください。

こんな相談がありました!!

投資用マンションに注意!!

～「年金や保険の代用」で勧誘～

事例

職場に電話があり「マンション経営に興味はないか。年金や保険の代わりにもなるので老後も安心」との内容だった。喫茶店で担当者に会うと新築マンションの購入を勧められた。

「都心のマンションを賃貸に出せば確実に入居者があり、家賃保証もある。住宅ローンは家賃収入でまかなえる。月々3万円の持ち出しでマンションオーナーになれば、高値で転売も可能」と説得され5千万円のマンション購入契約、住宅ローン契約、サブリース契約(*)を締結した。

月々のローンの支払いが始まり、固定資産税等の通知もあり、自分には負担できそうにない。解約したい。

(*)マンションを第三者に転貸する契約

消費者へのアドバイス

●不動産購入に関する契約では、購入価格のみならず、その後に負担するコストも含め、希望的、楽観的な発想は捨て、慎重に検討してください。不動産価格は、景気等の影響を受けるものの、一般的には経年下落し、家賃保証は限定的な場合がほとんどです。

●業者は、不動産販売の目的を隠し、「節税対策、年金や保険の代わり」などと巧みに語り掛けてきます。関心がなければ電話を切りましょう。

親子消費者講座のご案内

煮干しの解剖

手やつまようじで簡単に解剖できる煮干しを使って、サカナ類のカラダのしくみを観察しましょう。

【日時】 7月28日(土) 午後1時30分～

【会場】 ウェルファーム杉並3階 第1・2教室

【対象】 区内小学5年生・6年生とその保護者(子どものみ可)

【定員】 15組(往復はがきで申し込み、申込多数の場合は抽選)

【申込締切】 7月13日(必着)

【申込・問合せ】 杉並区立消費者センター

03-3398-3141

【託児】 あり(1歳～未就学児)

申込用の往復はがきに託児希望(名前・年齢)をご記入ください。

〈往復はがきの記入例〉

- 返信 表面に保護者と児童の氏名をご記入ください。
- 往信 裏面

- ① 7月28日「煮干しの解剖」希望
- ② 〒 あなたの住所
- ③ 受講する小学生の氏名(ふりがな)
学年
保護者の氏名(ふりがな)
(子どもだけで参加の場合も記入)
子どものみ参加なら
- ④ 電話番号
- ⑤ 託児を希望する場合
保育する幼児の性別、年齢(月齢)

お気軽に杉並区立消費者センターへご相談ください!

商品の購入、契約などについてトラブルが起きた時、迷った時などに相談を受けています。杉並区在住・在勤・在学の消費者の方なら誰でも利用でき、相談は無料です。



相談方法 電話または窓口へ(ウェルファーム杉並 3階)

相談電話 3398-3121

相談時間 平日午前9時～午後4時

杉並区立消費者センター

検索